

## ○士別市農業物価高騰対策応援金給付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化に加え、原油価格、物価の高騰により経営安定に影響をもたらしている士別市内（以下「市内」という。）の農業者に対し、農業物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を給付することにより、市内農業の振興を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 応援金の給付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、農業経営を行う個人または法人のうち、次のいずれかに該当する者。
  - ア 個人の場合、令和3年分税申告で農業収入がある者。
  - イ 法人の場合、直前の事業年度税申告で農業収入がある者。
  - ウ 新規就農者の場合、開業時期により就農1年目の税申告を終えていない者。
- (2) 令和5年度も市内で農業経営を継続する者。
- (3) 市税を滞納していない者。
- (4) 士別市暴力団排除条例（平成26年条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でない者。

### (助成対象経費)

第3条 助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号のア及びイは、当該税申告において、農業経費として計上した肥料費、飼料費及び動力光熱費（ガソリン、灯油、軽油、重油、モビール油、農業電力及び水道料に限る。）に3分の2を乗じた経費とする。
- (2) 前条第1項第1号のウは、開業した月から令和4年8月使用量までにおける、営農用として使用した動力光熱費（ガソリン、灯油、軽油、重油、モビール油、農業電力及び水道料に限る。）とする。

### (応援金の額)

第4条 応援金の額は、別表1のとおりとし、30万円を限度とする。ただし、当該応援金の額が1万円未満の場合は給付しない。

(給付申請)

第5条 応援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じた士別市農業物価高騰対策応援金申請書（以下「申請書」という。）を令和5年1月31日までに市長に対し提出しなければならない。

(1) 第2条第1項第1号のア及びイ 様式第1号

(2) 第2条第1項第1号のウ 様式第2号

2 申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 第2条第1項第1号のア及びイにあつては、令和3年分所得税青色申告決算書（農業所得用）又は令和3年分収支内訳書（農業所得用）もしくは住民税申告書の写し（法人にあつては、直近年の決算書の写し）

(2) 第2条第1項第1号のウにあつては、開業日から8月末まで使用した動力光熱費（営農用）として支払ったことが分かるもの及び開業届の写しまたは初めて農地を取得したことが分かる書類の写し

(3) 振込口座の通帳の写し

(4) 誓約書兼同意書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 応援金の申請は、1給付対象者に対し1回限りとする。

(給付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を速やかに審査して応援金の給付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定に基づく決定に係る通知については、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 給付を決定する場合は、その支払をもって給付決定の通知に代えるものとする。

(2) 不給付を決定する場合は、士別市農業物価高騰対策応援金不給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(応援金の給付)

第7条 市長は、前条の規定により応援金の給付を決定したときは、速やかに申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(応援金の返還)

第8条 市長は、応援金の給付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付決定を取り消し、応援金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により応援金の給付を受けたとき
- (2) その他市長が不相当と認めたとき
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、応援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この要綱に基づき申請された応援金に関し、この要綱の失効後に必要となる応援金の給付決定の取り消し及び返還の手続きに関しては、なお従前の例による。

別表 1 (第 4 条関係)

区分	助成対象経費	物価上昇率	応援金算出方法
第 2 条第 1 項第 1 号 のア及びイ	第 3 条第 1 項第 1 号 に規定する肥料費の 3 分の 2	20. 23%	各助成対象経費に 各物価上昇率を乗 じた額の合計額に 2 分の 1 を乗じた 額 (1, 000 円未満の 端数切り捨て)
	第 3 条第 1 項第 1 号 に規定する飼料費の 3 分の 2	17. 14%	
	第 3 条第 1 項第 1 号 に規定する動力光熱 費の 3 分の 2	17. 45%	
第 2 条第 1 項第 1 号 のウ	第 3 条第 1 項第 2 号 に規定する動力光熱 費	開業月が 1 月 17. 45%	助成対象経費に対 して開業月に応じ た物価上昇率を乗 じた額の 2 分の 1 を乗じた額 (1, 000 円未満の端数切り 捨て)
		開業月が 2 月 16. 60%	
		開業月が 3 月 15. 47%	
		開業月が 4 月 14. 34%	
		開業月が 5 月 13. 35%	
		開業月が 6 月 12. 53%	
		開業月が 7 月 11. 40%	
開業月が 8 月 10. 90%			